

議案第 38 号

大野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱案

令和 2 年 4 月 30 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市文化財保存活用地域計画策定業務に係る委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で実施するに当たり、所要の審査に必要な委員会を設置するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託に係る委託先（以下「委託先」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、大野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) 委託先の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公募型プロポーザル方式による委託先の選定（以下「プロポーザル」という。）に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 市職員
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委託先の決定の日までとし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の傍聴は認めないものとする。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している者に対して、特定の者が有利になる援助を行ってはならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、プロポーザルに参加してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。